

釧路湿原自然再生協議会  
第 22 回 再生普及小委員会  
(議事要旨)

日時：平成 25 年 12 月 6 日 14:00-16:00  
場所：釧路地方合同庁舎 5 階 第 1 会議室

1. 開会
2. 議事
  - 1) 行動計画ワーキンググループ経過報告
  - 2) 環境教育ワーキンググループ経過報告
  - 3) 鶴居村釧路湿原流域ガイドマップ作成について
  - 4) 釧路湿原自然再生協議会基金の活用方法について
  - 5) その他
3. 閉会

1. 開会  
資料説明

2. 議事

1) 行動計画ワーキンググループの経過報告

- 事務局
  - ・行動計画ワーキンググループの経緯、ワンダグリンダについて紹介。
  - ・資料 1-1、再生普及行動計画WGの取り組み報告について説明。
  - ・1-1-1 事務局として昨年度の活動報告書の作成や、今年度のプロジェクト、団体の方々への活動情報の発信、登録証の発行、支援等を行っている。
  - ・前回の再生普及小委員会後に実施した交流座談会では、23 名が参加。登録証の授与等も実施した。
  - ・ワンダグリンダ応募者の特権でもあるカヌーツアーを実施した。
  - ・第 11 回フィールドワークショップを開催した。「達古武湖の今と昔」として 15 名が参加し、カヌー体験やリファレンスサイトの見学を行った。
  - ・次回のフィールドワークショップは、2 月 5 日を予定しており、シラルトロエトロ川上流で散策を計画しているので是非参加して欲しい。
  
- ・1-1-2 情報発信・普及活動の拡充について説明。

- ・第2期行動計画の重点分野「釧路湿原を知る、楽しむ、学ぶ」を広げていくために毎月2回メーリングニュースを配信、各市町村の広報誌や新聞等のメディアにイベント参加を促す情報提供を行っている。

- ・エコフェア釧路 2013 に参加し自然再生事業のパネル展や航空写真展、ワンダグリンダで参加している方々の活動を紹介するブース等を設けた。

- ・ラムサール条約登録会議や11月まなトピア等でも広報活動を行った。

- ・1-1-3 自然再生事業の現地見学会及び自然再生活動への参加機会づくりについて説明。

- ・去年に比べ、実施期間の延長やイベント数の増加で、各小委員会にも参加拡大を図った。参加者は300名、17イベントと好評だった。

- ・チラシを沢山配布し、参加の機会を作るよう努めている。

- ・各小委員会が主催したイベントもあり、「アウトドア好き集まれ IN 達古武湖」では、「ヒシコン」という合コンに似た若者世代を狙ったイベントが、とても好評で、来年も似たような企画を進めたい。

- ・「釧路湿原の自然再生に参加しよう！」アンケート結果について説明。

- ・一般市民が自然再生イベントに参加することで、イベント主催者の意図が参加者に伝わりやすいと実感できた。

- ・今後の行事希望やその他意見、課題提起について紹介。

- ・資料1-2、知名度アンケートの概要、アンケート結果について報告。

- ・アンケート回答者は、女性が若干多く、各場所80名程度、合計238名の意見があった。年齢層は60代、70代を中心に高齢が占めており、地域については、道内中心だが、道外から3分の1(60件程度)の意見もある。

- ・資料1-3、ワンダグリンダ2013の活動について中間報告。

- ・2013年度は51団体78の取り組みがあった。

- ・資料1-4、取り組み一覧表について説明。今年は、1名追加参加している。進捗状況は、32件が終了、47件が活動中である。

- ・ワンダグリンダプロジェクトで毎年行っている報告書は、作成依頼をしても提出されない実態があり、報告書提出の促しやヒアリングによる代筆の事務作業を改善したいという提案を前回のワーキングで行った。報告書の様式について自由記載を増やすといった意見と、最終的には提出された分のみの報告書で良いといった意見から、来年度はそういった形で進めていく。但し、釧路湿原に自然再生に参加しようという今年度重点としたイベントについてはすべて報告書に載せる。

- ・資料1-5、「ワンダグリンダ・プロジェクト2014」募集概要について説明。

- ・来年度の募集を平成26年2月10日から3月10日にかけて1ヶ月間行う。
- ・チラシ、ポスターを作成し、公共施設や各報道機関、ホームページなどの掲載、メールニュース配信、学校等への配布により広報活動を行うので周知への協力や、参加を促したい。

- ・資料1-6、市民参加イベント「釧路湿原の自然再生に参加しよう！」について説明。
- ・参加団体が増えない点や、周知不足を指摘されている点について、ワーキングで検討を行った。良かった点、今後の課題についての意見があり参考としたい。

#### ● 委員長

- ・市民参加、自然再生に関して、これまでとは違う層が参加する方法を考え、専門的な話し合いが多かった。他の小委員会にも一般市民が参加する企画を作った。

## **2) 環境教育ワーキンググループの経過報告**

#### ● 事務局

- ・資料2、環境教育ワーキンググループの取り組み方向について説明。
- ・釧路湿原を題材とした学習資料（湿原及び周辺の地層、釧路湿原に生息する生き物食物連鎖、流れる水の働き）を教員が活用する目的として資料をホームページに掲載、各学校や新聞、ワンダグリンダニュース等からのPRを4月より実施している。PR結果として教員からのアンケート結果を27頁に紹介している。
- ・学習資料の活用促進に向けた検討が行われ、教員からは、実践や現場へ行くことが難しいという意見があがり、今後の課題である。
- ・教員研修講座の実施について説明。
- ・1回目は、5月に漁業体験を実施し、2回目は、11月に酪農体験を実施している。
- ・酪農体験は、参加者5名の内、教員は1名と少なかったが、酪農家の朝の時間を体験した。
- ・タンチョウの観察と保護するための活動体験として、コーンほぐしを体験した。
- ・参加した教員からは今回の体験を自身が行う翌週の農業の授業に活用したいとの感想をもらった。
- ・このような活動結果もホームページ等に掲載していきたい。

#### ● 委員長

- ・環境教育WGでは、釧路湿原を題材とした学習資料が完成した。
- ・これからは、活用、使用について考えていく必要がある。そのために実際に教育現場

についての専門的な知識や、関わりのある先生に、話を伺いたいと考えている。

・学習資料に関して、学習指導要領の中に現実にこれを使用して、生徒たちの教材にプラスアルファとして活用することをこちら側から検討して、提起する必要がある。

### **3) 鶴居村釧路湿原流域ガイドマップの作成について**

#### ● 委員

・資料3-1 鶴居村釧路湿原流域ガイドマップについて～進捗状況と今後～ について説明。

・マップを作るねらいとして釧路湿原の保全再生と、鶴居村の観光や産業との両立を図るためのツールとして釧路湿原の流域をキーワードにした鶴居村のガイドマップを作るという新しい試みを行っている。

・釧路湿原自然再生協議会再生普及小委員会が中心となり、鶴居村役場、鶴居村観光協会の三者の協働事業体制で行っている。

・2011年12月、再生普及小委員会でマップ作り方針を検討開始し、村内の自然ガイドや関係者方々へのヒアリングや公募型の自由参加ミーティングを4回程開き、アイデアを出し、企画を作った。

・2013年7月から11月の間はタスクチーム（事務局、環境省、鶴居村、観光協会）で内容検討、地図案作成作業を行い、資料3-3にある地図（案）となった。

・鶴居村マップの裏側には、釧路湿原の流域、集水域全体の状況をイメージする地図を作成した。

・資料3-2に相当するA5判冊子と折りたたんだ地図と一緒にカバーに入れるものを作成している。

・現在の冊子はA5判で地図を折り畳むとB5判になるため、両方A5判になるよう検討を始めている。

・鶴居村ガイドマップは、地図に書き込める情報には限度がある為、番号とマークをカテゴリ毎に振り分け、解説は冊子の中に記載する。

・番号については振り直し、整理し、修正する予定である。

・地図の場所を確認できるよう座標をひいたが、番号からわかる為、地図のデザイン上、座標軸をとる予定である。

・裏面も含め、いくつか指摘を受けているが、これから修正する予定である。

・今後の予定として、事務局タスクチームで情報を確認する作業を行っているが、地図の表裏面、冊子掲載内容に問題がある部分を指摘頂き、再度校正を行って、年度内に印刷し完成させたい。

・地図については、協議会として印刷したあと、複製承認をしたうえ、鶴居村観光協会による販売を検討しているが、多くの方が購入できる販売方法についてが検討課題とな

る。

・販売収益は、今回の地図を作った趣旨に合わせ釧路湿原保全再生と鶴居村の地域振興の両立に繋がる事業への活用を希望する。

・鶴居村で行っている長期滞在者を対象とした自然再生に参加、体験するツールとしての活用法など、活用方策を今後、検討したい。

・地元、釧路湿原圏域だけではなく、道内、道外に向けた鶴居村への集客PR方策について地図の完成に向けて検討したい。

・事務局の役所関係者には確認依頼をしているが、地図の表裏と冊子の内容について、12月16日の月曜日位までに記載事項修正箇所、内容があれば、お知らせ願う。

・資料3-2 鶴居村釧路湿原流域ガイド冊子（案）構成について説明。

・一般の観光パンフレットのような万人向けとは違い、このマップのターゲットとしては、鶴居村をガイドツアーで楽しみたい人としている。

● 委員長

・内容に関する素朴な印象も含めて、感想、意見を伺いたい。

● 委員

・鶴居村としてはこの内容でよい。意見があれば根本的に間違っているところ等は、修正したい。

● 委員長

・他の小委員会の委員長も出席しているので、自然再生の対象場所について、ガイドマップを持って、一般の人が歩くことについて、意見があれば伺いたい。

● 委員

・楽しい資料が出来ると思う。ワンダグリンダのフィールドワークショップの中でこの資料を活かしたモデルプログラムを何回か開催したと思う。この後も小委員会やワーキンググループでこれを活かしたプログラムのモデルケースが一般市民を対象にして、開催予定だと思うが、これをどう活かすか、その活かし方のケースを皆さんに提示するプランも良いと思う。

● 委員長

・活用の仕方、活かし方が大事になる意見に同意。もう1方の小委員会の委員長からも意見伺いたいがどうか。

● 委員

・一つ気になる点が資料のガイドブック 27 ページ、キラコタン岬のところ、下の注釈

に、このコースは特別天然記念物区域を通る為と書いてあるが、特別天然記念物区域は地域としては無く、これは特別保護地区か、単に天然記念物の地域エリア指定の所ではないか。

● 委員

・タンチョウの生息地として天然記念物に指定されているところの一部と言う特別天然物指定地域。

● 委員

・単なる天然記念物ではないのか。これは環境省の方が詳しいのではないか。

● 委員

・これは文化庁の指定である。今正確に調べる。

● 委員長

・正確にする必要があるところなので、もしも疑問が出た所は調べておきたいと思う。  
・他に無いか。

● 委員

・素晴らしいガイドだと思う。観光ガイドブックと違うので、情報が出来るだけ沢山入っていたり、デザインも工夫されていて、読みやすくなっている。全体的には大変良いと感じている。

● 委員長

・色々な形でガイドの仕事をしている方からもご感想を伺いたい。

● 委員

・フットパスの件だが、有料のガイドツアーでは、他のフットパスへ行くと思う。折角良いものがあるので、もっと入りやすい方法は無いのか。

● 事務局

・キラコタン岬は、最近、利用客が増え 3,000 人程度が年間利用しており、天然記念物の許可は得ている。昔より大分増えてきた結果として、荒地の広がりや、外来植物が歩道脇に多くなった。ガイドと同行しない場合、弁当ごみの放置、野糞の跡等、現場が荒れてきているため、ガイドも含めた今後の利用のあり方を鶴居村教育委員会で検討している。

・来訪者の増加は良いが今まで守られた重要な場所でもあり、適宜利用等、末永く続け

る上ではルールを設けた利用が良いと思う。

#### ● 委員

・文化庁で指定されている天然記念物である。経緯は、昭和10年8月に2700ヘクタールが天然記念物釧路タンチョウ繁殖地として、国の天然記念物に指定されている。その後昭和27年3月に名称変更、タンチョウ及びその繁殖地として2750ヘクタールが、一部拡大され、天然記念物に指定されている。さらに昭和42年6月に、名称が変わり国の指定天然記念物釧路湿原になり、5012ヘクタールが指定されている。文化庁が指定している天然記念物なので、文化財保護法で指定されている。それを利用する利用しないの話は、文化庁の文化財保護法と整合性を持たなければ、できない話になる。ここへのハイキングに行くことと、文化財として守る話は、また別の話であり、後から大きなトラブルになる。現在は、文化財保護法で指定されている現状変更届を必ず提出して文化庁長官の許可がなければ、入る事はできない。終わると現状変更届を出した後に、必ず経過報告の報告書を出すと法律で定められている。文化財保護法で、自然公園法とは、別の話である。所管、手続きを鶴居村の教育委員会が業務委任で受け窓口となっている。本来は直接文化庁天然記念物課に提出する必要があるが、現在は鶴居村の教育委員会で行い、ここで何らかの再生事業のプログラムを実施する場合も、天然記念物の指定地域を対象とする場合、必ずその手続きを行わなければ、法律違反になる。そこをはっきりしておかなければならない。私たちが利用するところは、天然記念物の指定地域の外で利用するのであり、もし中を利用するのであれば、その文化財保護法との整合性をどうするのかを、はっきり方向を決めて、そして文化庁との提携をとる必要がある。

・今は、あたかもうまく利用するかのようにうやむやにしている。利用しなければならぬとか、或いはそれを緩和しなければならないという話で、なし崩し的に入るが、それは決してやってはいけない事である。他の文化財保護法と同じく、この問題は、方針をはっきり決めて、手続きも行い、冊子に載せなければ禍根を残す。これらが一番心配な点だと思う。

#### ● 委員長

・具体的に、この地図で言うと、キラコタン岬の赤線下の部分へは無断に入ってはいけない場所であり、入るためには、申請や許可、届け出が必要である為、この記載の仕方だけでは足りないということか。

#### ● 委員

・足りないと思う。

・文化財保護法という法律で決められている事を明らかにする必要がある。事前に鶴居村教育委員会への連絡が必要な事を明確にする必要がある。

● 委員

- ・相談後、記載する。

● 委員

- ・特別天然記念物区域という、地域指定に特別が付くのか。

● 委員

- ・付かない。天然記念物釧路湿原。

● 委員長

- ・再度確認し訂正箇所があれば修正し掲載していきたい。
- ・教育委員会と相談し、今のような事柄を明記する。

● 委員

- ・今まではっきりしていないため、この機会にはっきりする。
- ・環境省と文化庁の摺合せや、観光課と鶴居村教育委員会の摺合せもはっきりする。
- ・ここを利用、保護保全する為のガイドラインを、明確にし、公にする良い機会だと思う。

● 委員長

- ・フットパスをガイド付きでなければいけない点について、アクセスが簡便にならないのか、無限定にすると、相当荒れる危険があるといった話が出たが、現実的なガイド経験からそれについて意見はどうか。

● 委員

- ・前段の天然記念物指定地域立ち入りの話は、ガイドは春先に歩行の可能な期間を通年で、天然記念物指定地域立ち入り許可を発行してもらおう。日々訪れる客は、多少動きがあり、ちくいち鶴居村教育委員会に報告するのではない。

● 委員

- ・コースについては村道を通って、釧路丹頂農協の牧草地を通って、個人の林道を通る。牧草の刈る時期には、大型トラクターやトラックが往来し道が狭く、そこで事故があると、お互い非常に困る事からその時期は外している。その他に勝手に入って何かあった時の、責任所在の話もある。観光協会で、指定したガイド付きで、最大 20 人程度というルールは作っている。誰でもとなると安全面の配慮が必要になる事で、勝手に入れない状況である。

● 委員長

・このような現状だが良い方法はあるか。

● 委員

・それはフットパスになじまないのではないか。一般的には通年で安全に歩けるところがフットパスの醍醐味で、時期や場所の制限、ガイド必須ではフットパスの意味をなさなくなる。掲載しないほうが良いのではないか。

・行って見て、フットパスがあるから歩いてみようとは、ならない。

● 委員長

・書かない方が良いという意見が出た。検討する必要がある。

● 委員

・フットパスの掲載は必須事項とは考えていない。紹介という形で掲載したので、削除については問題ない。

● 委員

・削除となれば、再度検討が必要になるが、ヒアリングの時点から慎重に考える必要がある事は多方面から指摘されていた。

・すべて載せない考え方もあるが、一方で許可を得て、ガイドに依頼しないと行けないところがあるという魅力の伝え方もあると考える。実体としてガイドが案内している場所であり、利用ルールを検討中である。

・ガイドを依頼し許可を得なければいけないところもあると、いつでも誰でも入れるわけではないという事を前提に、載せることは良いと話を進めてきた。

・フットパスは、元祖フットパスの様に自由に歩けなければフットパスではないという意見もその通りだが、鶴居村が長期滞在や、鶴居の今までに無かった魅力づくりをしていて非常に面白いコースになっている。牧草地の絶景の中を通るところや、鶴居の林業は環境に配慮した、ヨーロッパからの面白い工法を持ってきている事、それは自由に歩いているだけでは伝わらない話であり、地元の事を熟知しているガイドの案内で、体験できる事が、鶴居の長期滞在者や、新しい来訪者を増やす魅力にもなるのではないか。冊子には看板のコピーが入れてあるが、観光協会や役場では、紹介をする価値があると考えている。

● 委員長

・貴重な場所に立ち入る、立ち入らないについての、色々な規制や法律、様々な事が絡むにもかかわらず、曖昧な形で行われてきているのは間違いなく、今回が良い機会とな

る。

・フットパスと言うと、誰でもが思いついたときに、歩けることが、暗黙の定義になっているが、鶴居村では、別の言葉や伝え方を考えるほうが、良いのではないか。

● 委員

・この天然記念物指定地域については、随分長い間誤解があり、鶴居村教育委員会が、通年を通じて、一定の許可を与えると便宜上行っているが、行政では、その都度、現状変更許可申請書を出している。

・この機会に文化庁にも働きかけて、キラコタン岬の自由に楽しめる場所とそうでない場所を明確にする必要があるのではないか。

・どさんこ牧場のハイキングも、以前は現状変更許可申請書を提出し入っていた。今は限定プログラムも1～2回あるが、大半はここまで行かないプログラムに変更している。

・実際に観光バスの集団等、無視して入る人達が沢山いる。

・博物館の学芸員等が、文化財保護法に基づいたパトロール調査を行い、教育委員会に報告することになっている。

・全国で同じような問題が起きているので、楽しめるような道筋を文化庁と環境省と自治体とで作った方が良い。

・鶴居村のフットパスについては、一般的なフットパス定義に当てはまらず、ガイド付きで楽しむ事を全面にアピールし、ブランド化すると良いのではないか。

・キラコタン岬も同様に扱おうと良い。削除する必要はないと思う。

● 委員

・文化庁から指定された地域指定になっている春採湖の場合とはどう違うのか。

● 委員

・全く同じだ。

● 委員

・同じであれば春採湖の入域許可は、どのようになるのか。

● 委員

・春採湖は、天然記念物に指定されている対象は、湖面だけである。

● 委員

・湖面というのは水面だけか。または道路も含む等ということはないのか。

● 委員

・春採湖の天然記念物の繁殖する場所として、天然記念物に指定されているのは水面だけである。

● 委員

・波打ち際、水際のあたりも天然記念物だと思い、学生には天然記念物だと話をしていた。

● 委員

・水際のそばは、難しいところだ。

● 委員

・それで良いと思う。エリア指定の天然記念物は、入ること自体が違反ではなく、現状変更が違反になる。現状変更は非常に厳しく、入れば結果的に現状変更になりかねないので、入らない方が良い。

・特別地域は環境省が立入を制限していてそちらに問題が生じるのではないか。

● 委員

・環境省が所管している自然公園法に基づく国立公園の特別地域ではあるが、それに基づく立ち入り規制は無い。立ち入りについては、文化庁の文化財保護法に基づいている。

・フットパスについては、今回マップを作る趣旨は、釧路湿原の鶴居村の魅力を紹介することであるため、各機関と調整をした上でルールを確立し掲載すると良いと思う。

・国立公園では立入規制は無いと挙げたが、数年前の自然公園法改正により利用調整地区が作れる。国内でも数例で、北海道では知床五湖が利用を調整している。ルールを理解した上で利用する素晴らしい場所として積極的に紹介している。

● 委員

・特別保護地区は、立ち入りには環境省の許可があると認識していたが違うのか。

● 委員

・自然公園法では許可は必要無い。

・植物を採取する等の行為はできない。

● 委員

・以前から指定植物などがあり、国立公園内でも許可無く採るのは犯罪であり、特別保護地区内の立入も環境省の許可が必要と認識していたが、間違いはないか。

・知床のように特別保護地域以外であっても入ること自体は問題が無いということか。

● 委員

・特別保護地域ではなく特別保護地区であれば、自然公園法に基づく立ち入り制限というのは、法律上あり得るが、釧路湿原ではない。

● 委員長

・いろいろな所からの規制があり我々もはっきり理解していないところがあった。

● 委員

・とても誤解されている。日本の自然公園の中には自然公園法に基づく規制がある。特別保護地区、特別地域一種、二種、三種、普通地域、それぞれについての規制がある。

・日本の場合、ほとんどが鳥獣保護区、或いは天然記念物に重なって指定されている。法律による規制のレベルに違いが生まれ、案内の地方行政やガイド、国立公園ボランティアのパトロール隊員も、全部の説明が面倒で一括りに法律で禁止されていると伝える。法律によつての禁止事項が説明されないことで混乱や認識違い、誤解が生じているのが現状だ。釧路湿原に、保全と利用するための法律の種類や内容を具体的に明記するのが良いのではないか。

・他にも鶴居村には埋蔵文化財の法律も遺跡の保全のためにあり、ガイド冊子の中に竈穴式住居の説明があるので埋蔵文化財の法律についての説明も必要になる。鶴居村と協議し掲載するのが良いのではないか。

● 委員長

・法律そのものが非常に複雑で煩瑣であるのがわかる。全て説明出来ると良いがガイドから出発前に説明される事は、現実的問題として難しい事ではないか。

・実際調査されている方は弊害等感じられるか。

● 委員

・春採湖で調査している。水面までは行かないが、魚類調査であれば、確実に届出は必要であり、水面、アシやヨシも伸びてきて、境目も曖昧になってくると思う。調査するものとしての区分けや、ラインを把握するのは必要だと思う。

#### **4) 釧路湿原自然再生協議会基金の活用方法について**

● 事務局

・資料4、釧路湿原自然再生協議会基金の活用方法について説明。

・前回の議論も踏まえ、事務局としての活用方法（案）、課題、今後のスケジュールを示す。

## ● 委員長

- ・昨年度開催した前回の釧路湿原自然再生協議会で、基金の使い道に関して、再生普及小委員会での検討依頼を受けた。
- ・いざ検討すると、会計処理に関して、事務的機関が存在しなく、事務的機関が無いままにお金の使い道について検討するよりも根本的に考える必要性が出た。
- ・現時点では 77 万円と報告があった基金だが、毎年少しずつ増えているが、募集等、増額の努力はなく、事業を企画するには額として中途半端ではないか。このままの状態での検討となると、定期的な入金、ある程度の出金になるような持続的仕組みを作る必要がある。
- ・基金は何年間も条文にあるだけで、寄付をした方たちに対しては、一切報告がない。
- ・これから基金の仕組みを考えて、それにのっとった形を協議会に提出したいと思う。
- ・次の協議会に提案することで事務的機関が決まると考えられる。再生普及小委員会では、使い道だけのプラン提供ではなく、今後の寄附金の募集方法や管理方法、収支報告や情報発信等を含めた事を考える必要がある。
- ・各行政からの予算でこの協議会全体が運営されているが、自然再生に関したものに使用する事を明確にした上で各行政では取り扱えない種類、事柄について活用方法を提示した。意見等を伺いたいがいかがか。

## ● 委員

- ・基金を運営、管理、使用する枠組みについて、協議会に提案するということだが、実際に基金の寄付によって税の控除を受けられる取扱いが可能な団体で釧路湿原自然再生協議会基金を立ち上げ、統括すると、その団体に寄付した個人、団体は税の控除を受けることができるので寄付を募集する際にはそのような仕組みが必要だと提案したい。
- ・現在、釧路湿原に関わる基金は、国立公園連絡協議会、ナショナルトラスト、ウエットランドセンター等があるが、各基金の目的がはっきり違っている。再生協議会で再生事業に関わる普及啓発を中心とした事業や、学科研究に使う等の目的を明確にする提案をしたい。

## ● 委員長

- ・いくつかの基金に関して、それを統合するには無理があるため、釧路湿原の自然再生に関わる具体的な形を明確な文言にして、提案していこうと思うがいかがか。

## ● 事務局

- ・公園連絡協議会の規約にも、環境教育の推進にも使えと書いてあり、使い方について摺合せが必要だと思う。
- ・税の控除という話で、沖縄県「石西礁湖」でも自然再生事業を行っているが、同じ様に寄付金を募っていて、25 年に基金の NPO を立ち上げて、独立して行っており、2 年

間実績がないと税の控除は受けられないようだが、控除に向けて動いている。他の事例についても集めたいと思っている。独自に基金を立ち上げる、引き受ける団体があればそこで立ち上げる等大変な作業になると思うので、いろいろと検討していきたいと思う。

- 委員長

- ・明解な形の基金についての提言を作り、協議会に提案したい。そのように進めてよいか。(承認) そのように提案する。

## **5) その他**

- 事務局

- ・資料 5、釧路湿原自然再生全体構想の見直しについて説明。

- 事務局

- ・資料 6、再生普及小委員会の今後の予定について説明。

- 委員

- ・資料 6 予定表に 2 月講演会等の予定があるが、2 月 22 日民間で、湿原再生シンポジウムをまなぼっとで開催する予定である。重なると失礼になるのでお知らせする。

- 事務局

第 22 回の再生普及小委員会、以上をもって終了。